

# 学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が設置する兵庫医科大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）を事前に防止するための組織的な取組みを推進するとともに、発生した不正行為に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、本法人の役員、教職員、本学の学生並びに本学の研究費又は施設、設備を利用して研究活動を行うすべての者（以下「研究者等」という。）に適用する。

## (不正行為)

第3条 この規程において不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為及びそれらをほう助することをいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合に限るものとする。

### 1 研究不正行為

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 不適切な論文表現 新規性を詐称すること又は誇張な表現若しくは誤解を招く修辭表現を用いること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 研究の構想・計画・実行・解析等の何れかに関与し、原稿作成や最終原稿に関与した者（以下「関与者」という。）以外の者を論文の著者として掲載すること又は関与者を著者からはずすこと。
- (6) 不適切な投稿と出版 同一内容を含む論文を複数作成して異なる学会誌等に投稿すること、また第一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること。
- (7) 利益相反 深刻な利益相反状態の放置又はそれを隠蔽すること。
- (8) 関連規程等及び指針違反 医学研究に関わる本法人規程等及び法令、指針及びガイドラインに違反する行為を行うこと。

### 2 研究費の不正使用

本学の研究費並びに国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費等で本学の責任において管理すべきもの（以下「公的研究費」という。）を他の目的に流用、プールすることなど、法令、公的研究費を配分又は負担した機関（以下「資金配分機関」という。）の定める規則及び本法人規程等に反して経費を使用すること。

### 3 研究費の不正受給

偽りその他不正な手段により公的研究費を受給すること。

② 前項第1号の不正行為のうち、以下の行為を特定不正行為とする。

- 1 捏造
- 2 改ざん
- 3 盗用

③ 第1項第2号及び第3号に規定する不正行為を研究費不正行為とし、これらと前項の不正行為を総称して、特定不正行為等という。

(不正行為の事前防止への取組)

第4条 兵庫医科大学長（以下「学長」という。）は、研究倫理教育責任者として、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育を実施することなどにより、研究者倫理の向上を図らなければならない。

② 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験データ等の資料については当該成果の論文、学会発表による公表から10年間、試料や標本などの有体物については5年間原則保存するものとし、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、発表に至らなかった研究にかかる試料、有体物の保存については、研究の種類によって定められた本学規程によるものとする。

③ 学長は、本学において発生しうる研究不正への事前防止対策に関し、具体的な施策の実施を目的として兵庫医科大学研究公正推進室（以下「研究公正推進室」という）を設置する。研究公正推進室については、別に定める。

(責任者)

第5条 本学に、不正行為に関する告発の受付、調査委員会の設置、調査結果を受けた措置等の研究不正への対応体制についての責任者を置き、学長をもって充てる。

(通報及び告発の受付窓口)

第6条 本学における不正行為に関する通報及び告発（以下「告発等」という。）の受付窓口（以下「受付窓口」という。）を以下のとおりとし、これらを学内外に周知する。

- 1 部署名 内部監査室
- 2 連絡先 電話 0798-45-6610  
F A X 0798-45-6973  
電子メール tsuhou@hyo-med. ac. jp

② 受付窓口は、次に掲げる業務を行う。

- 1 告発等の受付
- 2 告発等の情報の整理及び学長及び理事長への速やかな報告

(告発等)

第7条 不正行為があると思料する者は、何人も、受付窓口を通じ告発等を行うことができる。

② 前項に規定する告発等は、書面（別紙様式1）、電子メール、F A X、面談等の方法により行う

ものとする。

- ③ 告発等は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等、不正行為の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているものとする。ただし、顕名によらない告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発等に準じて取扱うことができる。
- ④ 内部監査室等の監査、報道、学会、インターネット上の掲載等により不正行為の疑いが指摘された場合は、前項の告発等があった場合と同様に取扱うことができる。
- ⑤ 学長、受付窓口並びに予備調査、本調査等告発等にかかる事案の関係者は、告発者が特定されないための配慮等告発者の保護を徹底しなければならない。

#### (予備調査)

第8条 学長は、前条の告発等を受けた後速やかに、告発等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うための予備調査委員会を設置する。

- ② 前項に定める予備調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
  - 1 告発等された特定不正行為が行われた可能性
  - 2 告発等の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
  - 3 告発等された事案に係る研究活動の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は本学が定める保存期間を超えるか否か
- ③ 予備調査委員会の委員は学内教職員の中から学長が選任し、委嘱する。
- ④ 予備調査委員会に委員長を置き、委員の中から学長が任命する。
- ⑤ 予備調査委員会は、告発等の内容について本調査を行うか否かを調査、検討し、速やかに学長に報告しなければならない。
- ⑥ 学長は、前項の報告に基づき、告発等の受付から30日以内に本調査の要否を決定する。なお、本調査を行わないことを決定した場合には、理由を付してその旨を告発者に通知する。  
この場合、学長は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る国等資金配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。
- ⑦ 予備調査委員会の事務は、大学事務部が行う。

#### (本調査)

第9条 学長は、当該告発等に係る研究が国等資金配分機関からの資金配分を受けて行われ、かつ、当該告発等にかかる研究不正行為が特定不正行為等に該当するもの（以下「特定研究不正事案」という。）である場合においては、本調査の要否について、ならびに調査を行う場合は、調査方針、調査対象及び方法等について、当該特定研究不正事案にかかる資金配分機関及び関係府省に報告・協議するものとする。

- ② 本調査を行うことを決定した場合、学長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- ③ 学長は、告発者及び被告発者に対し、第12条第1項に規定する特定調査委員会等の委員の氏名及び所属を通知する。この場合において、告発者及び被告発者は、調査委員に不服があるときは、

通知された日の翌日から起算して7日以内にその理由、根拠を示した異議申立書（別紙様式2）を提出することができる。ただし、異議申立は1回を限度とする。

- ④ 前項の異議申立があった場合、学長はその内容を調査し、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立に係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- ⑤ 学長は、本調査を行うことを決定した場合には、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等された研究に係る研究費の一時的な執行の停止及び証拠資料等の保全の措置を講ずることができる。

#### （特定研究不正事案調査委員会）

第10条 学長は、特定研究不正事案について本調査の実施を決定したときは、特定研究不正事案調査委員会（以下「特定調査委員会」という。）を設置する。

- ② 特定調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は、本法人に属さない者とし、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者に限るものとする。
  - 1 学長が指名する教員 若干名
  - 2 法律の知識を有する次の外部有識者 若干名
    - イ 特定不正行為の調査にあつては、本法人の顧問弁護士
    - ロ 研究費不正行為の調査にあつては、本法人との利害関係を有さない者
  - 3 当該研究分野の研究者であつて本法人に属さない者 若干名
  - 4 その他学長及び特定調査委員会が必要と認めた者 若干名
- ③ 委員は、学長が選任し、委嘱する。
- ④ 特定調査委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- ⑤ 特定調査委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、3分の2以上の賛成をもって決する。
- ⑥ 特定調査委員会は、学長が本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を開始しなければならない。
- ⑦ 特定調査委員会は、告発等があった事案の調査及び審査を行う。ただし、特定調査委員会の判断より、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査対象に含めることができる。
- ⑧ 委員長が必要と認めたときは、特定調査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- ⑨ 特定調査委員会の事務は総務部が行う。

#### （研究不正調査委員会）

第11条 学長は、特定研究不正事案以外の事案について本調査の実施を決定したときは、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- ② 調査委員会の委員は、以下のとおりとし、学長が選任し、委嘱する。
  - 1 学内教職員 若干名
  - 2 本法人顧問弁護士 1名
- ③ 学長は、前項の他、必要に応じて学外有識者を委員に委嘱することができる。
- ④ 調査委員会の運営等については、前条第4項から第9項までの特定調査委員会に関する規定を準

用する。

(調査方法・権限)

第 12 条 特定調査委員会又は調査委員会（以下、これらを総称して「特定調査委員会等」という。）

は、本調査を次の通り実施するにあたり、関係者に対し必要な資料の提供を求めることができる。

- 1 特定不正行為にあつては、告発等された研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により、不正の有無及び不正の内容並びに関与した者及びその関与の程度について調査を行う。
  - 2 研究費不正行為にあつては、告発等された研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書などの関係書類等の精査並びに関係者のヒアリング等により、不正使用の有無及び不正使用の内容並びに関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査を行う。
- ② 告発者及び被告発者並びに特定調査委員会等が必要と認める関係者は、特定調査委員会等から調査への協力や資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ③ 特定調査委員会等は、特定不正行為の被告発者に対し、再実験などにより再現性を示すことを求める場合又は被告発者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障する。ただし、特定調査委員会等が適切と判断した範囲に限る。
- ④ 特定調査委員会等は、審査に当たって研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分に配慮しなければならない。
- ⑤ 特定調査委員会等は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ⑥ 被告発者は、前項の弁明の機会において、当該告発等の内容を否認するときは、次の通り説明しなければならない。
- 1 特定不正行為の否認にあつては、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により書かれたものであることを科学的根拠に則して説明しなければならない。
  - 2 研究費不正行為の否認にあつては、当該研究の研究費の使用が適正な方法と手続きに沿って行われたことを客観的に証明しうる資料等を以て説明しなければならない。

(認定)

第 13 条 特定調査委員会等は、本調査の開始後、概ね 150 日以内に次の各号に掲げる事項について調査結果に基づき物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定し、学長に報告する。

- 1 不正行為の存在の有無
  - 2 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合
  - 3 認定した不正行為が特定不正行為の場合は、認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
  - 4 認定した不正行為が研究費不正行為の場合は、不正使用の相当額
  - 5 不正行為が行われていないと認定し、かつ、告発等が悪意に基づくものと判明したときは、その事実
- ② 特定調査委員会等は、前項第 5 号の認定を行う場合は、予め告発者に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- ③ 特定調査委員会等は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- ④ 特定調査委員会等は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第 14 条 学長は、前条第 1 項の認定の結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下「被告発者等」という。）に通知する。

(調査結果の報告)

第 15 条 学長は、特定研究不正事案にかかる調査については、当該事案にかかる資金配分機関及び関係府省の定めに基づき、経緯・概要、調査体制、調査内容、調査結果等を当該資金配分機関及び関係府省に報告するものとする。

- ② 学長は、当該特定研究不正事案における不正行為が第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研究費の不正使用又は第 3 号に規定する研究費の不正受給である場合には、前項に加え、当該研究に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況及び再発防止策を含む最終報告を告発等の受付から 210 日以内に行うものとする。ただし、期限内に調査が完了していない場合は中間報告を行うものとする。また、不正の事実が一部でも認定された場合は速やかに報告するものとする。
- ③ 学長は、特定研究不正事案にかかる調査については、当該事案にかかる資金配分機関及び関係府省の求めに応じ、調査終了前においても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行うものとし、また資料の提出又は閲覧、立入調査に応じるものとする。

(不服申立)

第 16 条 不正行為と認定された被告発者等又は告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、第 14 条の通知を受けた日から 14 日以内に、学長に対し不服申立書（別紙様式 3）を提出することができる。ただし、同一理由による不服申立は 1 回限りとする。

- ② 学長は、前項の不服申立があったときは、告発者又は被告発者等に通知する。
- ③ 学長は、第 1 項の不服申立が特定研究不正事案に関するものである場合には、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に不服申立があったことを報告する。

(不服申立の審査及び再調査)

第 17 条 学長は、前条の不服申立を受けたときは、当該調査を行った特定調査委員会等に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要と学長が認めるときは、特定調査委員会等の委員を交代若しくは追加させ、又は新たに特定調査委員会等を設置するものとする。

- ② 特定調査委員会等は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を学長に報告する。
- ③ 学長は、告発者及び被告発者等に前項の決定を通知する。
- ④ 学長は、第2項の決定が特定研究不正事案にかかるものであるときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。
- ⑤ 特定調査委員会等は、再調査に当たって、告発者又は被告発者等に対し、第13条第1項の認定を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求める。
- ⑥ 特定調査委員会等は、告発者又は被告発者等が前項の求めに対し必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- ⑦ 特定調査委員会等が、再調査を行ったときは、被告発者等の不服申立に基づく再調査の場合は開始から概ね50日以内、また、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立に基づく再調査の場合は開始から概ね30日以内に第13条第1項の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 学長は、前項の決定を告発者及び被告発者等に通知するとともに、特定研究不正事案については、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。

#### (調査結果の公表)

第18条 学長は、調査事案のうち特定研究不正事案について不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は次の各号に定める。

- 1 特定不正行為等に関与した者の所属及び氏名
  - 2 特定不正行為等の内容
  - 3 調査の方法、手順等
  - 4 その他学長が必要と認める事項
- ② 学長は、特定研究不正事案以外の調査事案について不正行為が認定された場合には、調査事案の不正の内容、社会的影響等を考慮して公表するか否かを決定する。
  - ③ 学長は、調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、特定研究不正事案にあっては、公表までに調査事案が外部に漏出していた場合又は悪意に基づく告発等との認定があった場合は、調査結果を公表する。

#### (研究費の使用中止)

第19条 学長は、不正行為が行われたと認定された場合、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

#### (理事長への報告)

第20条 学長は、第8条から第19条に定める調査結果等の内容について、適宜理事長及び常務会に報告する。

#### (措置)

第21条 理事長は、調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合又は悪意に基づく告発等であることが判明した場合は、告発者又は被告発者等に対し、本法人就業規則等に則り、必要な措置

をとる。

- ② 学長は、特定研究不正行為があったと認定された対象の論文の取り下げを被告発者等に対して勧告する。
- ③ 理事長は、不正行為に関わった取引業者については、取引停止等の措置を行う。
- ④ 学長は、調査の結果、不正行為がなかったと認定された場合は、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者等に対して周知するなど、必要に応じて、不正行為がなかったと認定された被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じさせないための措置を講じる。

(不利益扱いの禁止)

第 22 条 学長は告発等を行ったことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならず、告発者等が他者から不利益な扱いを被ることが無いよう保護に努めなければならない。

- ② 学長は、単に告発等があったことのみをもって、当該告発等に係る被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならず、当該被告発者が他者から不利益な扱いを被ることが無いよう保護に努めなければならない。

(守秘義務)

第 23 条 予備調査委員会、特定調査委員会等及び受付窓口の関係者等は、その職務上知り得た告発等の情報を漏らしてはならず、これは職務を退いた後も同様とする。

(事務)

第 24 条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し必要な事項は学長が決定する。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃については、常務会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。
- 2 兵庫医科大学における研究活動に係る不正行為に関する規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）及び兵庫医療大学における研究活動の不正行為に関する規程（平成 21 年 11 月 17 日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2020 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行に伴い、平成 28 年 3 月 17 日制定の「兵庫医科大学研究不正防止計画規程」は廃止する。

附 則

この改正は、2022 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 11 月 17 日から施行する。

(別紙様式1)

告発日 年 月 日

## 告 発 書

学 長 宛

所属

氏名

Ⓜ

連絡先

学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程第7条第2項の規定に基づき、下記の研究不正行為について、告発を行います。

### 1. 被告発者の所属、氏名

所属

氏名

### 2. 研究不正行為の具体的な内容と根拠

(捏造、改ざん、盗用等の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

(別紙様式2)

異議申立日 年 月 日

## 異 議 申 立 書

学 長 宛

所属

氏名

⑩

連絡先

学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程第9条第3項の規定に基づき、年 月 日付で通知のありました調査委員会委員のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

1. 委員（長）名

2. 異議申立の理由及びその根拠

(別紙様式3)

不服申立日 年 月 日

不 服 申 立 書

学 長 宛

所属

氏名

Ⓜ

連絡先

学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程第16条第1項の規定に基づき、年 月 日付で通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

不服申立の理由及びその根拠